

住宅改修に伴う固定資産税の減額制度

住宅改修工事で一定要件を満たすと、翌年度分の固定資産税の一部が減額されます。
工事終了後3カ月以内に、内容が確認できる書類などを提出してください。

対象項目	減税を受けられる要件	減税額	提出書類
耐震改修	◇昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ※併用住宅は居住用部分の床面積が2分の1以上 ◇来年3月31日までに現行の耐震基準に適合する工事が行われた住宅 ◇工事費が50万円を超えている	1戸当たり120㎡までを限度とし、居住部分に限り、工事完了年の翌年度分の家屋に係る固定資産税の2分の1の額(平成29年4月1日以降の工事で、認定長期優良住宅は3分の2の額)	◇耐震改修工事に関する固定資産税減額申告書 ◇耐震改修に要した費用を証する書面(工事情細書および領収書の写し) ◇現行の耐震基準に対応した工事の証明書(建築士などの証明) ◇認定長期優良住宅は認定通知書の写し
バリアフリー改修	◇新築日から10年以上経過した住宅 ※併用住宅は居住用部分の床面積が2分の1以上 ※賃貸住宅は対象外 ◇次のいずれかに該当する人が居住している(申告時) ①65歳以上(工事完了の翌年1月1日現在) ②要介護認定または要支援認定を受けている ③障がいがある ◇工事後の住宅面積が50㎡以上280㎡以下 ◇来年3月31日までに、次のバリアフリー改修工事が行われた住宅 ①廊下の拡幅②階段勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取り付け⑥床段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め ◇工事費が国などの補助金や介護保険給付を除き、50万円を超えている	1戸当たり100㎡までを限度とし、居住部分に限り、改修工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額	◇バリアフリー改修工事に関する固定資産税減額申告書 ◇バリアフリー改修に要した費用を証する書面(工事情細書と領収書の写し) ◇改修工事箇所の図面と写真(改修前と改修後) ◇介護保険の被保険者証または障害者手帳など ◇国などからの補助金や介護保険給付受給者は明細
省エネ改修	◇平成20年1月1日以前に建築された住宅(併用住宅は居住用部分の床面積が2分の1以上) ※賃貸住宅は対象外 ◇改修後の住宅の面積が50㎡以上280㎡以下 ◇来年3月31日までに次の工事をし、改修部分が現行の省エネ基準に新たに適合(①は必須) ①外気に接する窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など) ②①の工事と併せた床や天井、または壁の断熱改修工事 ◇工事費が国または自治体からの補助金などを除き、50万円を超えている	1戸当たり120㎡までを限度とし、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額(平成29年4月1日以降の工事で、認定長期優良住宅は3分の2)	◇省エネ改修工事に関する固定資産税減額申告書 ◇省エネ改修に要した費用を証明する書面(工事情細書と領収書の写し) ◇熱損失防止改修工事証明書(建築士などの証明) ◇国などからの補助金受給者は明細 ◇認定長期優良住宅は認定通知書の写し

※耐震改修の減額と、バリアフリー改修および省エネ改修の減額は、同時に適用が受けられません
※バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、併せて適用が受けられますが、1戸につき1回のみです

申し込み・問い合わせ 課税課資産税係☎内線3014、3015、3016へ

除雪機の購入費などを助成

積雪時、地域の公道を作業する除雪機購入費や機械所有者に助成します。

除雪機等購入費補助金

対象

- ①町や区、班を単位とする団体
- ②10戸以上が共同して除雪を行う団体
- ③市長が適当と認める団体

条件

- ①機械の維持管理および運転などに係る経費は補助対象外
- ②機械取得日から10年経過まで、譲渡や交換、廃棄、その他の処分は不可

提出物 交付申請書(必要書類を添付)

申請期間 11月1日(金)～来年1月31日(金)(申請前の購入は不可)

除排雪活動協力補助金

対象

除雪機などの所有者
支給額 除排雪活動1回につき3,000円(2時間程度)

条件 申請書兼請求書に除排雪活動を行った地区の区長(地区委員)の確認印が必要

提出物 除排雪活動協力助成金支給申請書兼請求書

支給日 月に1回、前月20日までの申請に対して翌月支給

申請・問い合わせ 建設課管理係☎内線4102へ

確定申告や年末調整に備えて 各種証明書類のご案内

◎日本年金機構からの証明書類の送付

国民年金保険料を社会保険料控除として申告や年末調整するときは、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。納付者には日本年金機構から「社会保険料控除証明書」が、次の時期に送付されます。

送付時期

- 1月1日から9月30日に納付した人 **11月上旬**
- 9月下旬から10月上旬にコン

ビニエンストアで納付した人 **11月中旬**
●10月2日から12月31日に今年初めて納付した、またはする予定の人 **来年2月上旬**
控除対象 今年1月から12月までに納付された保険料全額
※過去の年度分や追納された保険料も含む

問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル☎0570(003)004へ

◎障害者控除対象者認定書の交付

申告などに必要な認定書を交付します。

対象

- ①介護保険の要介護認定を受け、次の全てに該当する人
- ②身体障害者手帳などを持っていない
- ③本人、または扶養者が所得税

や市県民税控除などの対象

※要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります
交付に必要なもの 介護保険被保険者証

問い合わせ

高齢福祉課介護保険係☎内線3148へ

市営住宅の入居者募集

谷地端第2団地

入居可能予定日 11月下旬

住所 高橋場町2-1-14番地

戸数 2戸(B棟201号・306号)

構造・建築年度 RC高層耐火7階建て・平成6年度

間取り 3DK、2DK

家賃 1万9,000円～3万5,600円(駐車場1台分(3,000円)は別)

〈共通〉

対象 親族と入居予定で、住宅に困窮し市税滞納がない人など

※利根町市営住宅は単身入居可

その他 ▽連帯保証人1人(県内在住で入居者と同等以上の収入がある人)▽敷金3カ月(入居時の家賃で算定)▽ペット不可

※申し込みが募集戸数を超えた場合は抽選

申込期間 土・日曜日、祝日を除く、11月1日(金)から15日(金)までの午前8時30分～午後5時15分

申し込み・問い合わせ 建築住宅課営繕住宅係☎内線4114へ

利根町市営住宅

入居可能予定日 随時

団地名・戸数

追貝A団地・1戸、南郷団地・1戸、大楊団地・1戸、老神団地・4戸、輪組団地・2戸、多那団地・6戸、大原団地・4戸

間取り 3DK、3LDK

家賃 1万6,700円～3万9,800円(駐車場1台分を含む)